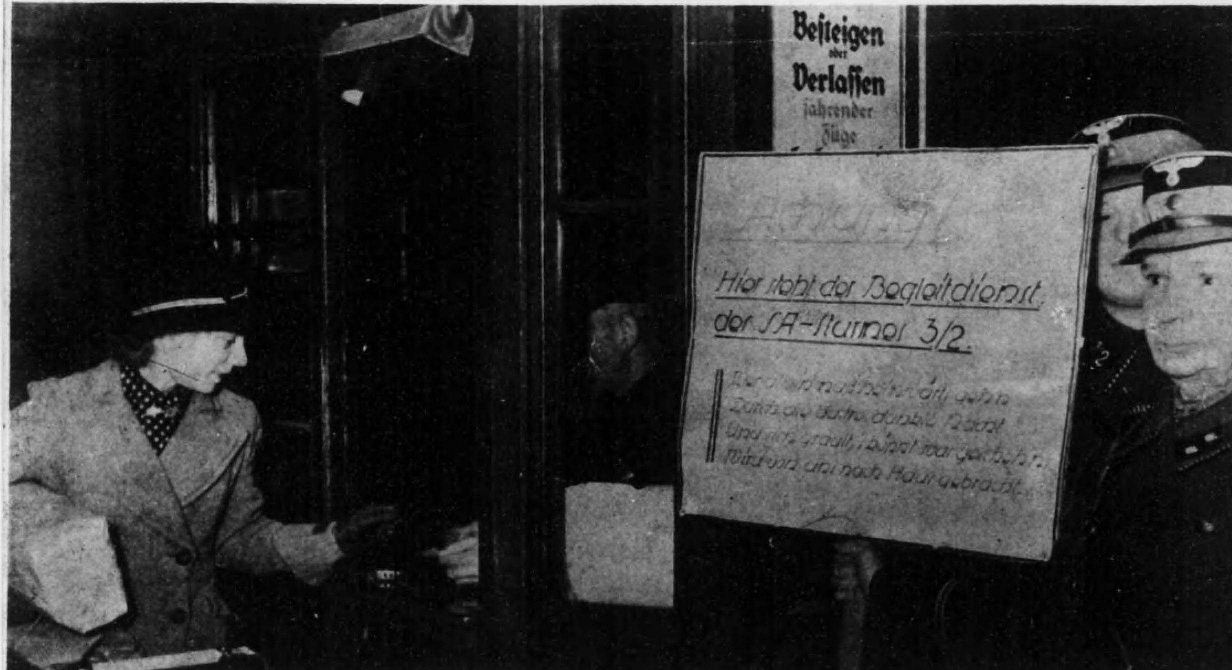

ナチスは
斯く闘ふ
1942年版
二〇



防空演習の暗夜女性を道案内するナチス勞働奉仕團事務所



→獨軍占領地へ同胞を歸鄉せしめるためトラックで輸送するナチス厚生團



家庭の廢品を集めるヒトラー青年團↓

歐亞通信社編

ナチスは斯く闘ふ

——戰時における
國民社會主義獨逸勞働黨の事業——

一九四二年版

ナチスの出發點は國家ではなく、實に國民である

——アドルフ・ヒトラー——

ナチス黨綱領の中より

一、公民の第一義務は、精神的または肉體的の生産に從事すること。個人の行爲は公共の利益に反してはならない。

一、健全なる中產階級を確立維持すること。大百貨店は公共經營に移すこと。小商工業者の救濟の配慮。

一、全敎育制度の根本的建直し。有能勤勉なる獨逸人はすべて高等敎育を受け得られるやう、特に貧困にして天分のある兒童は國家の費用で敎育さるべきこと。

目次

序

クラウス・ゼルツナーの如き人士が國民社會主義獨逸勞働黨やその使命に關して書き記すやうな時には、同時に自己の生涯の一端をも記述するものであります。

總統アドルフ・ヒトラーが極く少數の同志と共に獨逸のために激烈な闘爭を開始するや、わがクラウス・ゼルツナーも直ちにヒトラーの下に馳せ參じたのであります。幾千回となく行はれた演說會において彼ゼルツナーは雄辯家として獨逸民衆を收拾し難き自棄と絕望の中から立上らしめたのです。

彼は獨逸の勞働者を國際マルキシズムの迷妄から引離し、神聖なる國民的思想によつて感奮興起せしめ、また組織者としては下からする獨逸勞働戰線の大事業の完成に盡したのであります。

日本の國民諸君におくるこの小册子は、總統とその同志の建設運動や、國民社會主義獨

逸勞働黨を民族の世界觀的良心として發生せしめ、つひに同黨が新しい獨逸を形成し人類史上の新時代への前進を開始せしめる力を持つに至るまでの不屈の活動、鬪爭、犠牲に就いて語るでありませう。

ヒトラーユーゲント日本代表指導者
獨逸大使館文化部長
ラインホルト・シユルツエ

ナチスは斯く闘ふ

――戰時における國民社會主義獨逸勞働黨の事業――

獨逸國會議員　**クラウス・セルツナー**

一、黨員の半分以上は軍務に

國家の支柱たるべき獨逸國民社會主義者勞働黨（ナチス）が此の國難に際して幾多の大事業を完遂せねばならぬのは言ふ迄もないことであつて、そのためには黨員全體が一致協力各自皆一個の同目的、即ち獨逸の必勝に向つて邁進せねばならぬ。而して戰爭が如何に長期に亘るとも、此の大責任は戰爭の全期間を通じてナチス黨の全體の雙肩に懸つて居る。しかも其の仕事の量は、平時のそれよりも多大なのに、それを黨員平時の半分にも足らぬ少人數を以て遂行せねばならぬ。換言すれば戰時の仕事は平時のそれに比すれば、更にその二倍にも、三倍にもいなそれ以上にも相當するものである。だからたとひ同樣の仕事を

するにもそれを仕遂げる爲め、その從事してゐる者を活用するには、寸分も見込み違ひなどの無い樣な的確精密な打算をして行かなければならぬ。現に黨員の半分以上が軍務に採用せられて居り、その內にはナチス黨に於ける公職を帶びて居た人々が、今日は單に兵士として或は將校として或は司令官として各々軍務に就いて居る。言ひ換へれば、これら軍隊の各階級を通じて、このナチス黨の總ての階級が代表せられて居る譯である。

この兵籍編入のことに就ては、獨逸の國會が實に善き模範を天下に示して居る。今や國會議員の大多數はこのナチス黨員であるのだが、それ等の人々が現議員として、その儘現兵役に服して居るのである。そして或は飛行士ともなつて居れば、海兵ともなつて居るのである。しかも一年交替で相爭ふて各々軍務に服して居るのである。これは結局ナチス黨指導級の男子全體が、悉く前線に於て其の膽勇を試練するの好機を得ると云ふ結果になるのである。斯くて黨務に從事する指導者達は機到りて命令一下すれば、直ちに黨服を軍服に代へる事になるので、つまり男と云ふ男の協力者全體が、前線に立ち働き、軍隊の活動をいやが上にも昂揚せしむるのに、ナチス黨の力が大いにあづかつて居る譯である。

二、ヒトラー總統は全獨逸の象徵

ヒトラー總統こそ實にこの戰時に於けるナチス黨の首領であり、全獨逸の時と力との神秘を象徴してゐる首領であつて、獨逸に必要なる訓示は、悉く之をナチス黨に與へ、その政治上の方針を示して居るのである。斯くて總統訓示は、直ちに黨の指導者事務局に依つて、尨大なる黨機構に傳達せられるのであるが、ナチス黨對政府、軍隊および經濟機關との接觸は、總てこの黨指導者事務局がその責任を負ふのである。黨の首腦が國民的各機構と接觸して居るので、黨と國家との相互の關係が都合好く運用される。この組織は粗なれども堅牢であつて、よく目的を達成し得る樣に出來て居るのである。

であるから此の組織は一方に於ては國民の願望苦痛および一般の情勢を知ることが出來他方に於ては常にこれに依りて、總統の意志と願望とを彼等に傳達することが出來るのである。そして相互信頼の精神が出來上るのであるが、これこそ總統と國民とを堅く結合し、敵をして驚駭畏怖せしむる神秘の紐帶とも稱すべきものである。ナチスの首腦は、この組織體の細胞連絡を維持すると云ふ大業を負はされ、そして黨員を訓練し、この政治的組織内に其の指導的幹部員を選拔することが彼の職責である。かくて大藏大臣は戰時に於ける黨の財政要求が果して充分に實行せられて居るや否やを監視し、又宣傳省長は科學的、組織的な政治訓練を施すのである。この訓練こそ現戰爭に於ける獨逸國民の自尊心を强めて

居るのであつて、又此の戰時宣傳は唯だ獨逸自體に對してのみのものでは無く、廣く全世界に對して言責を帶びて居るのである。

三、獨逸指導者は世界の爲めに勤勞

斯くて獨逸內閣および其の責任ある指導者の仕事は、皆全世界の幸福の爲めに勤勞されその公的な仕事は世界に對し稗益を與へて居るのである。例へば敎育制度や、農業政策或ひは獨逸の國策に關する事等、卽ちそれである。つまりこれらのことは、皆四十三箇のナチス黨の領域、卽ち約一千箇の管轄區に依りて完成せられたる勞働の集積であつて、此等を黨の中央本部が綜合し其の實力を發揮するわけである。卽ち種々違つた職域を有する獨逸國の政務が、ナチス地方政廳に區分せられてゐるのであつて、謂ゆるナチス黨地方支部長は、彼の領域に於ける一般政治情勢や人口の現狀は勿論、政治、經濟、敎育等の國民生活の實體に對し責任を負ふのである。これは實に一大責任である。しかし國民の總統に對する信任、崇敬、愛慕の念が驚くべき程なので、これが地方支部長の仕事を大に容易ならしめてゐる。詳言すれば此の地方支部長に依りて國民に傳達せらるゝものは、元來ヒトラー總統の理念、つまり各獨逸人が自から平日の生活を規正し、自から進んで擧國總動員の

一人となり一層强いものにならなければならないといふことである。そしてこのことは國民も充分に知り拔いて居るのである。

斯くて黨の地方支部長は其の地方の官廳や行政官吏等に依つて支持せられて居るのであるが、特にナチス黨の地方行政首腦者に就て言ふならば黨の組織體に責任を負ふ本人自らが組織體の實際的保護者だと云ふことである。實際今次の戰爭は容易なことでは無い。そこでナチス黨は多數の附帶事業を持ち、しかも夫れを少數の人々に依つて成し遂げなければならぬ樣になつて居る。隨がつて黨の地方訓練所それ自身が亦重要な地位を占め黨員の訓練は勿論、黨指導者養成等も擔當し、訓練を經たる講師は、簡單明瞭な言辭を以て、今次對英戰爭の齎す必然的結果につき國民を啓發することに努力し此の重大時期に發行される刊行物も國民の注意を喚起しなければならぬことになつてゐる。此の點新聞「シユールングスブリーフ」、「ホハイツトレーゲル」は、其の讀者を啓發することに他の諸新聞よりも多大の貢獻を爲して居る。又「シユールングスブリーフ」誌は今次戰爭に際し創刊されたものであるが、現在既に七百萬から八百萬の部數を出して居る。

斯くの如く訓練方針には先づ一般的規程が企畫され、之に隨つてそれ〴〵の方法が採用せらるゝと云ふ譯だが、此の地方黨組織の事務局の仕事は第一に現實の出來事及び日常の

問題を處理して行くことであるが、これらの問題は概して軍政とも關聯するので團體の軍務課が處置する。特に敵機に威嚇せらるゝ地域に於ては、一刻も遲滯なき措置が必要とされるので黨軍務課が代行するわけである。

四、黨地方人事局の仕事は戰爭の爲め

又地方人事局があつて、その職務は地方組織事務局又は訓練所等と唇齒輔車の關係を持ち、共の主なる仕事は、戰爭の爲めに生じたる多大の人的需要に對し、限られたる人員を活用することである。以上の通り職務上軍事關係の仕事が最も重要である。例へば獨逸の領有に歸した新地域に人物を配置するが如きもその仕事の一つである。それ等の地域は以前獨逸領であつたのを取り戻したのであつて、黨の地方管轄區域の數は、千九百三十八年以來四十三州に增加し、之を共の以前の三十三州であつたのに比較すれば丁度四分の一增加したことになる。そしてノルウェー、フランス、ベルギー、ポーランド等の占領地域には、總督府の人事に成績を擧げねばならぬ。またナチス黨の地方宣傳の職務が特別に重要視せられてゐるが、新聞の時局報道、しかも共の報道の迅速なることを觀ても、如何に報道機關が戰時の要務を果して居るかゞ判る。以上述べ來つたところにより吾々獨逸勞動戰

線が實行してゐる各種の仕事に特別の注意を拂ふ必要があらう。

五、近代的戰時體制眼立つ

如何なる國家も、獨逸の如く產業が盛んでそして戰時體制が近代的で、そして其の戰爭要件に國務の大部分を傾けて居る國ならば、銃後に於ても前線に於ても、必勝の信念が相一致して居る事實が特に眼立つ筈である。斯樣に劍を把つて擧國一致の戰場に起つてゐる戰時下の獨逸勞働戰線の仕事は、他の如何なる勤務よりも戰勝の完遂に全力を集中しなければならぬ、此の決心を以て此の勞働團體は三千二百萬人以上の獨逸勞働戰線の會員を世話し彼等の權利を擁護する。そして勞働者待遇問題は、いろいろに區別せられて居るが、其の內には住宅に關すること、家族に對する世話、婦人の職業斡旋、晝夜兼業の創始、又は日曜無休業等のことが、個人に滿足を與ふる樣に解決されねばならぬ。これと同時に國民全體を對象としての利益も顧慮して行かねばならぬ。そして此の國家的社會的福祉事業は、第一獨逸國民に對する冬期救濟事業と同時に、新たなる大團體移住又は危險地域よりの引揚げに關すること等、重要なる問題を處理して行かなければならぬのである。黨の婦人聯盟もいろいろに分れて居るのであるが、特に戰時下に於ては、家庭經濟と國家經濟と

を密接に協力せしめること、例へば職業婦人に對する世話、母子兩樣の安全を圖つて遣ることが、ナチス黨の地方團體の處理する最も重要なる圏内に屬して居る。

ナチス黨の地方事務所では公衆の保健問題を取扱つて居るのであるが、これは戰爭の爲め醫師の所在が制限されたからの結果であつて、此の事務所は公衆の保健に就て、黨所屬地方官廳の協力を得て、市町及び村落の人口に應ずる要求を確實に充たして居る。斯くて軍隊で多數の醫師を要し、爲めに疾病增加の危險があるにも拘はらず獨逸國民の健康狀態は平時に變り無く、適當の醫療が保護されて居る。其の他新たに合併せられたる地域が、その戰時行政擔當者の任命に關する要望にはナチス黨地方人事主務局が力を添へて行かねばならぬ。

彼等は更に一步を進めて、公吏たるものは唯だ國内の事情に習熟通曉するのみならず、斯かる新地域に赴任する時の用意を豫ねて養成して置くべきことを知悉して居らねばならぬ。ナチス黨の地方事務として專ら行ふべき仕事は、斯かる問題を解決することでこれが最も重要な責任であるが、是は種々の理由の爲めこゝに論議する譯には行かぬ。

六、ナチス黨の農業政策

獨逸國民は伊太利及び日本國民と同様に、人口は多大で國土は狹小である。それでこのナチス黨地方局の仕事の中でも、農業政策は最も重要視されてゐる、斯く國土の狹小な此の三國民の經濟政策は、一定の方針に從ひ最も便利の方法を以て、適當に其の生產物を處理して行かねばならぬ。殊に食料問題に於て最も其の必要を感ずるのである。ナチス黨地方裁判所が全國民に對して戰時下に於ける法律上の戒飭を與へて、遵法の精神を要望して居るのも、畢竟此等の政策を實行せんが爲めに外ならないのである。裁判所は一般法律家に對しても亦政治的試錬を要望したのである。

七、ナチス黨の教育行政

ナチス黨教員聯盟に對する該地方局の教育行政は、現在全教員の五割が軍隊に在るに拘はらず、能く其の行政的措置を續けて居る、卽ち戰爭に關係ある學生問題も處理され、或は先生と一緒に子供等を田舍に送り込むことなども都合好く運ばれて居る。これらは總てヒトラー靑年團、教員聯盟及びナチス黨保安掛等の協力によるものである。又これらの地方事務に就ていへば講師とその聽講者との關係を一言せねばならぬ、卽ち戰爭の爲めに旣に講演者の數が限られて居るのに、新たに設けられた獨逸國立大學が更にそ等の講師を需

要するため、ナチス地方管轄區の講師を監督する學長は、講師に對する需要を公平に充たして行かなければならぬ。しかも大多數の學生が戰線に在り、若き講師を更に戰地に增援せしむることも支障なくやらねばならぬ。その他中等學校等も、亦その講師と學生との限りある數を以て學業を進めて居るのである。又戰死傷者に對するナチス地方部の保護事業（此の事業は平時に於ても其の定則が明白にせられてある）は戰爭の爲めに益々重要視せられる。何となれば新犧牲者に對する保護が、前世界大戰の犧牲者に對するそれと共に行はれて行かねばならぬからである。又除隊兵に對する保護は、所屬部隊の將校とナチス地方團體とに委任せられてある。

八、親衞隊は實戰の合格者

現に豫備訓練に身を捧げて働いて居る親衞隊は、既に實戰に合格した者であつて、今なほ銃後で活動して居る突擊隊の爲めに、其の一層烈しき練習を督勵して居るのである。親衞隊は前線の兵士と增援軍とを聯絡せしめ、その間に在つて、突擊隊との連絡を維持して行かねばならぬ、この親衞隊は丁度突擊隊と同樣に、一面武裝の軍人として、他面單に親衞隊員として、戰爭完遂のためなさるべき附帶の事業を持つて居る。其他警察官に委任さ

れた役目や、公安に關係ある親衛隊長の職責も勿論、戰爭の業務である。又國民社會主義自動車操縱士團は戰爭の決定的役目を勤むるものであつて、發動機に對し最大の關心が拂はれる、自動車運輸の發達現狀についていへば練習學校の多數なること、有能の運轉手を大に利用し得られること等によつても容易に看取せられ、目下人的需要の多大なるにも拘はらず、決して專門的運轉手の缺乏を來さない程に迄完成せられて居る。又ナチス空軍は飛行士の豫備練習を擔當し、夙に戰爭勃發以前に於て總統及び其の軍司令官の爲めに最善の奉仕を遂げて居る。この空軍について今日では操縱士の免許取扱事務が獨逸勞働戰線の主なる仕事にさへなつた程發達して居る。又ヒトラー青年團及び獨逸少女團體も、全く戰鬪行事に沒頭して居るのであるが、吾々は彼等の奉仕事業のうちに此の應戰準備の精神を認知することが出來る、詳言すれば獨逸の競技に於て收穫勞働に於て冬期救濟事業に於て之を知ることが出來る。

九、ナチスの勞働奉仕

わが青年の大半は勿論前線に働いて居るのであるが、ヒトラーの戰爭指導青年團員は、皆各々高度の訓練を經て居るのだから、一旦そのナチスからの命令に接するや否や、直ち

實行に着手し得る準備が整ふて居るのである。吾々はこの勞働奉仕に一段の注意を喚起すべきことを忘れてはならぬ。この重要さは他に比すべきものもない。勞働奉仕は一般に知られてゐる通り單純な方法によつてそのまゝ戰爭狀態に移行し得るわけであるが、その功績の多大なることは敢て之を詳述するまでもないのである。

一〇、歡喜力行團のこと

又歡喜力行團が軍隊に對して至れり盡せりの世話を燒いてゐることを叙述せねばならぬ。軍隊がたとひナルビクにあり、又はアフリカに在り、將又何處に在るにしろ歡喜力行團はその世話すべき軍隊に對して如何にこれを慰安すべきかを常に知つて居る。例へば大規模の圖書館を設けて、軍隊が任意に書籍を借出すことが出來る樣にするなどである。それで各兵員等は、閑暇を利用し心神を向上せしめ良書を繙くの樂みを享受することが出來る。又ナチス及び軍隊と相協力して移動書店を設立し兵士等の讀書欲を充たす樣にして居る。

以上述べ來つた通り、ナチス黨の地方領袖等は、毎月刊行せられる軍事情報を通じて連絡をはかつてゐる。これを要するに戰時に於けるナチス黨は、その支部と共に獨逸國民に

不屈の精神を與へ、敵性の感化に感染せざる鐵石の意志を鍛へしめる。斯くて數百萬の義勇兵は少數の官憲に指導せられ地方支部の助力を得て、唯だ簡單なる一箇の理念に燃ゆる完全な一國民とし鍛へ上げられて居る。此の一箇の理念は一語で言ひ現はすことが出來る。それは「勝つ」と云ふことである。

ナチス黨綱領

一、「綱領は不變のものなり」

二、綱領は二十五箇條より成る

ナチス黨の運動とその歴史を理解するためには是非とも黨の綱領を知らなければならぬ。ヒトラーはフエーダーならびにドレックスラーの助力をえて黨の綱領を起草し、一九二〇年二月二十四日、ミュンヘンのホーフブロイの大宴會場で開催された第一回の黨大會の席上においてこれを發表した。しかして一九二六年五月二十二日に開かれた黨總會において「この綱領は不變のものなり」と議決せられた。

すなはち政權獲得後の今日と雖もこの綱領の實現を標榜し、その意向は既に廣範圍にわたつて實現されたとは言へなほ變ることなく綱領として遵奉されてゐるのである。次にその綱領二十五條を要約して掲げる。

一、民族自決權に基づき、全獨逸人は團結して「大獨逸國」を結成すべきこと。

二、他の諸國と平等の權利を享有すべく、ヴエルサイユ條約、サン・ジエルマン條約の

廢棄要求。

三、國土（植民地）の要求。

四、「國民同胞」（フォルクスゲノッセ）のみが獨逸公民たりうる。同胞は獨逸人の血統を有する者に限らる。すなはちユダヤ人は同胞たりえない。

五、公民に非ざる者は單に客人として獨逸國に生活しうる。

六、國家の指導および法律に關する決定權は公民にのみ與へらる。從つてすべての公職は公民によつて占めらる。

七、國家は公民の職業および生活につき配慮すべき義務を負ふ。國家が全人口を養ひ得ざる場合、獨逸公民に非ざるものは追放さるゝことあるべし。

八、非獨逸人の獨逸への移住を阻止すること。一九一四年八月二日以降の非獨逸人移住者はこれを國外に退去せしむべし。

九、公民はすべて同一の權利・義務を有す。

十、公民の第一義務は、精神的または肉體的の生産に從事すること。個人の行爲は公共の利益に反してはならない。

十一、無職ならびに不勞所得の排除、「利子奴隷の打破」を要求す。

十二、戰爭によつて個人的利得を獲ることは排擊されなければならぬ。

十三、既成會社化のトラスト企業を國營化すること。

十四、大企業より生ずる利益の分配要求。

十五、養老制度の完成。

十六、健全なる中産階級を確立維持すること。大百貨店を公共經營に移すこと。小商工業者の救濟配慮。

十七、土地制度の改革――公益のための土地無償收用令、地代の廢止、土地賣買投機の防止。

十八、公益を阻害する行爲をなしたるものを嚴罰に處し、卑劣なる國民的犯罪者、不當金利業者、奸商等重罪犯は死刑に處すべし。

十九、ローマ法を廢して獨逸普通法を實施すること。

二十、全教育制度の根本的建直し。有能勤勉なる獨逸人はすべて高等教育を受けえられるやう、特に貧困にして天分のある兒童は國家の費用で教育さるべきこと。

二十一、國民保健向上のため、母子保護、未成年者勞働の禁止、體育の義務ならびにこれに對する國家援助。

二十二、傭兵を廢し國民軍を組織す。

二十三、政治的虛僞の排擊、獨逸新聞の編輯者執筆者は國民同胞でなければならぬ。非獨逸的新聞は許可を要し獨逸語を以て印刷されてはならない。非獨逸人は獨逸新聞の經營に關與することはできない。公安を害する新聞は禁止され、國民生活を崩壞せしむる文學藝術を排擊する。

二十四、國家の存立を危くせず、かつゲルマン民族の道德風習に反せざる限り、宗敎信仰の自由を認む。ナチス黨はユダヤ的唯物主義精神を排し「私益に對する公益優先」の觀念によつてのみ獨逸國民の恒久的更生あるを確信する。

二十五、鞏固なる獨逸國中央集權力の確立。全國土に對する政治的中央議會の絕對權能樹立、各聯邦國家に獨逸國の法律を遂行せしむるため階級議會および職能議會を構成せしむること。

黨の指導者らは、必要とあらばその生命を賭して以上條項の要求貫徹のため努力することを誓ふ。

黨員となるには

一、道路人夫も黨員になれる
二、現在の黨員數は七、八百萬

今日の獨逸國內でよく眼につくのは左腕に卐の印の腕章をつけた人々である。道路人夫や運轉手、又その自動車に乘つてゐる實業家や工場主の中にもこれをつけてゐる者がある。これはその人々がナチス黨員(國民社會主義獨逸勞働黨員)であることを示すためである。黨員同志は「同志」(カメラード何某)と呼び他の敬稱は略し、互ひに交す挨拶も「ハイル・ヒトラー」と言ひ、古代獨逸の習慣に從つて右手を擧げる。そして入黨した者は國家民衆の爲めに奉仕しなければならぬ。從つて黨に採用するには嚴格な詮衡が行はれる。黨員たる資格は生粹の獨逸人たることを第一條件として財產や職業は問題ではないが、身許確實にして志操堅固の人物でなければならない。青年は原則として入黨に際し優先的に考慮される。

いまナチス黨創立以來の黨員數を示せば左の通りである。

一九一九年・一月五日――「ドイツ勞働黨」創立。
一九一九年・九月一六日――ヒトラー參加、黨員七名となる。
一九一九年末――黨員六四名。
一九二〇年・八月八日――「國民社會主義獨逸勞働黨」(N・S・D・A・P)なる黨名決定
一九二〇年末――黨員三、〇〇〇名。
一九二一年・七月二九日――ヒトラー、ナチス黨首となる。
一九二一年末――黨員六、〇〇〇名。
一九二三年・一一月二三日――ナチス解散を命ぜらる。當時黨員五五、七八七名。
一九二五年・二月二七日――黨再建。
一九二五年末――黨員二七、〇〇〇名。
一九二六年末――黨員五〇、〇〇〇名。
一九二七年・五月六日――ベルリンにおいてナチス黨禁止。
一九二七年末――黨員七二、〇〇〇名。
一九二八年・八月三一日――ベルリンにおける黨禁止令解除。
一九二八年末――黨員一〇八、〇〇〇名。

一九二九年末――黨員一七六、〇〇〇名。
一九三〇年末――黨員三八九、〇〇〇名。
一九三一年末――黨員八〇六、〇〇〇名。
一九三二年・四月――黨員一、〇〇〇、〇〇〇名。
一九三二年末――黨員一、二〇〇、〇〇〇名。
一九三三年・五月一日――黨員三、九〇〇、〇〇〇名。以後入黨停止。
一九三七年・五月一日――入黨停止解除。
ナチス黨員となる資格は前節に掲げた通りであるが、その大多數は主としてヒトラー・ユーゲントから補充される。しかして總黨員數は原則として獨逸人口の十分の一といふことになつてゐるから、現在黨員は七百萬乃至八百萬人とみられる。

戰時下ナチス青年指導

一、五百萬の青少年少女活躍

二、人口過剩な地域から稀少の地域へ

戰爭の起る每にそして戰爭に參加してゐる國は何處でも青年を如何に教育し、如何に指導せねばならぬかと云ふ問題に逢着する。特に長期に亘つた世界大戰中にはこのやうな問題が重ねて起り、到る所でこの問題をどう解決しやうかと試みられた。今次の戰爭が勃發するや獨逸に於てもこの問題が起つたが、これは特に獨逸に於ては青年指導者の九〇%がヒトラー・ユーゲントおよび獨逸婦女團に所屬してゐるので問題が一層重要になつてゐるが到る所極めて急激にこれら諸困難は克服された。そして今日では獨逸の青年指導は戰爭中にも出來る限りそして環境に應じて再び模範的のものとなつてゐる。

十四歲から十八歲までの青少年男女五百萬以上が今では獨逸の經濟生活や獨逸勞働戰線の青年部で忠實に活動してゐる。戰爭中といへども青年指導のこの次の根本目的は相變らず持續されてゐる。卽ち青年は禁止といふことによつて强制されることなく教育によつて

導かれなくてはならない。そして職業教育は全力を擧げてこれを續けて行かなければならない。これと同じく青少年の職業教育にあつてはそれが、手工業であらうと商業であらうと、或は工業であらうと、これが決して勞働ではなくて、教育なのだといふ原則も堅持される。このやうにして課せられる使命は、實際戰時下に於て父の職業や時には母の職業的な活動によつて兩親の下で遂行される指導が平時よりも嚴格でないことにより特に重要となる。

戰前數ヶ年の間に得られた經驗は勿論これをそのまゝ今日の狀態に應用して行けるので獨逸靑少年の指導は今日の困難な條件下でも明確な方針と一筋の軌道によつて推し進めて行くことが出來る。

一九三六年一二月一日に公布されたヒトラー・ユーゲントに關する法律に基きアドルフ・ヒトラーの青年によりて指導さるべしとなす原則が實行に移された。既に上述せる如く殆どすべての青少年指導者と獨逸勞働戰線の青年監督官の九〇％が兵役に服し若しくは自由志願をしてゐる。しかも戰時中にも青年監督官の數を增すことに成功してゐる。何故かと言ふと一九三八年には二萬三百名の青年監督官と一萬四千五百二十名の女子青年監督官が商業に活躍してゐたが、一年半の戰爭の後にはこの數は二萬五千七百三十五名および

二萬七百七十四名に增加してゐる。この自由意志による指導力はその活動によつて約二千五百萬の青少年を指導してゐる。同數の青少年が三萬三千四百九十一の地方青年監督部に於て地方青年監督官および女子地方監督官により職域奉公に當つてゐる。

青少年大會や青少年の夕べ（昨年のみでも四十三萬五千の大會と四萬七千のアーベント が開かれた）には團欒の夕が盛大に開かれた。保健上の指導にはヒトラー・ユーゲント直屬の醫師によつて殊の外の注意が拂はれる。これによつて極度の肉體上の疲勞その他の危險を未然に防ぎ、職業的な活動を行ふうちに更に激しい仕事にも耐えられるやうな體を作り上げる。

最も責任があり、將來殊に注目すべき分野は學校を卒業せる少年、少女軍の職場への配置である。彼等が國策や經濟政策の求めに應じて後進者の職業敎育や職業指導を行ふことが次期青年指導の使命である。これは兩親から望まれるためのみでなく、大いに歡迎されるものである。この場合青年指導法の上で重要さを加へて來るのが、青少年を人口過剩な地域から稀少な地域に移し、その他の敎場や青少年の家に收容することである。從來まで男子のためには百二十四、女子には五十三の青少年の家が造られた。これ等の家は五十人乃至千五百人の人員を收容出來る。

新しい教導法により青少年をそのために養成したり、青少年指導部と職業學校の協力を求め專門書の普及等を行はしめる。最も顯著なのは獨逸において創造された青少年の社會的自由が職業競爭等の中によく示されてゐることである。一九三四年の第一次職業競爭には僅か五十萬の青少年が參加したに過ぎなかつたが、昨年には二百四十六萬八千四百九十三人の參加を見、そのうち郡部、州全國の首位の榮冠を獲ち得たものが四萬一千五百九十人あつた。その中特に多數の優勝者を出したのはオストマルク州、就中ドナウ上流地方であつた。この優勝者はそれぞれその適應性にしたがつて――勿論その經歷などは問題にされない――今までの職業や或は更に一層進んだ研究に進むことが出來る。性格と能力がこの場合唯一の規準となり、青少年のうち特別キヤムプに參加したものは必ず最高の能力を發揮出來るやうにすつかり地ならしされた坦々たる道が彼等の前に拓かれてゐる筈である。

青少年保護法と未青年勞働の禁止は戰爭中といへどもナチス獨逸に於ては全く當然のことゝして嚴格に守られ、これに例外が設けられるといふことは極く稀な場合である。

女子青少年はこれを將來主婦としての義務を盡すに適した準備を行ふために、家事に有能なるやうに特別の注意が拂はれる。一九四〇年には七萬一千六百四十人の少女が四千四百の家事講習に參加してゐる。

をはり

ナチスは斯く闘ふ

昭和十七年三月一日印刷
昭和十七年三月五日發行

版權所有 歐亞

發行兼編輯者 東京市麴町區丸ノ内三丁目二番地 株式會社歐亞通信社 代表者 上田森治

印刷人 東京市神田區錦町三丁目十八番地 松本郁

印刷所 東京市神田區錦町三丁目十八番地 五彩閣印刷所

發行所 東京市麴町區丸ノ内三丁目二番地 三菱二十一號 株式會社歐亞通信社
電話丸ノ内二 四六四四番 〃 四六四五番 〃 二七九二番
振替東京四三〇一五番

文協會員番號一〇五五二五番 配給元 東京市神田區淡路町二ノ九 日本出版配給株式會社



終